

第二十三回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和三十年十二月七日(水曜日)午後一時二十六分開会

委員の異動

十二月六日委員菊川孝夫君及び田畑金光君辭任につき、その補欠として成瀬幡治君及び吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

山本 米治君
岡 三郎君
戸叶 武君
土田國太郎君

委員

井村 徳二君
木内 四郎君
菊田 七平君
佐野 廣君
白井 勇君
藤野 繁雄君
天田 勝正君
成瀬 幡治君
小林 剛君
前田 久吉君
政府委員
大蔵政務次官 山手 満男君
事務局長 常任委員 木村常次郎君
會専門員
説明員
大蔵省大臣官 大月 高君
房日本専売公 社監理官

大蔵省主税局長 白石 正雄君
税制第一課長 日本専売公 社販賣部長 石田 吉男君

本日の會議に付した案件

- 理事の辭任及び補欠互選
- 食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 租税及び金融等に関する調査の件(専売事業の運営に関する件)
- (教職員、の社会保険料控除に関する件)

○理事(山本米治君) それではこれから大蔵委員会を開催いたします。

○理事(山本米治君) それでは、理事の辭任及び補欠互選の件についてお諮りいたします。

一昨日、平林理事より書面をもって理事を辭任したい旨の申し出がありました。右申し出の通り許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

つきましては、ただいま辭任された平林理事及び先般本委員会の委員を辭任された森下理事並びに西川理事の補欠を互選したいと存じますが、先例により成規の手続を省略してその指名を委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。それでは理事に大矢委員、岡委員及び

び戸叶委員を御指名いたします。

○理事(山本米治君) 次に、山手大蔵政務次官より本日發言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○政府委員(山手満男君) 私は今度はからず大蔵政務次官に任命されましたが、皆さん方に御厄介になることになりました。私は大蔵省のことにつきましては、不なれと申しますか、不案内でございまして、いろいろ皆さん方に御厄介になることが多いと思っておりますけれども、どうかよろしくお引渡しをいただければ、一つお願いを申し上げます。簡単にございまして、一言就任の言葉にかえる次第でございます。

○理事(山本米治君) それでは次に、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査)、これを議題として提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容は、現在、食糧管理特別會計法第四條の二によりまして、この會計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の限度が二千六百億圓と定められておりますのを、三千五百億圓に引き上げようとするものであります。

食糧管理特別會計における借入金等のピークは、例年十二月ないし一月となつてゐる現状でありまして、本年度におきまして、この會計の収入、支出の状況から見まして、そのピークは十二月になるものと予想されるのであります。

すなわち、本年度におきましては、米の増収等によりまして十二月末において借入金等の残額は約三千四百億圓となることと予想されるのであります。

が、これに若干の余裕を見込む必要があると考えられますので、この際、この會計の借入金等の限度を三千五百億圓にいたしたいと存するのであります。

なにとぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(山本米治君) 本案の補足説明及び質疑は次回に譲ります。

「速記中止」

○理事(山本米治君) 速記を開始します。

○理事(山本米治君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたしまして、まず専売事業の運営に関する件を問題に供します。

○平林剛君 私から専売事業に関することで若干の質疑がありますから、当局の方からのお答えを願いたいと思ひます。

年末を控へまして、中小企業者が金融難に陥つておるといふことは御承知の通りであります。その一つとしてたばこの小売店が同様に年末にあつたかなり金融難を訴えてきております。

特に先に専売事業全般に関する事情をお聞きした場合、本年度においては専売金が非常に赤字となるということから、専売公社当局ができるだけその成績をあげるために販売政策を強化しておることをお聞きいたしました。

その影響もありまして、特に全国十六万のたばこ小売人の中には、年末売り抜きに協力するという意味で、金融措置に困難を感じてゐる人が多いのであります。こういう事情の中で、実は私、各地方、特に大都市を中心にして、たばこ信用協同組合を設置するといふ動きを知つたのであります。

現在、この北海道、この動きがございまして、そのほか大阪、兵庫、奈良、和歌山等におきまして自分たちの防衛手段としての金融措置をこのたばこ信用協同組合を設置することと切り抜けていこうとする動きがあるわけでありまして、また東京や大阪等におきましても、まだそこまではいきませんけれども、お互いに自主的に貯金をしてこの急場を切り抜けようとする動きもあります。

大阪地方における実情を簡単に申し上げると、たばこの小売屋さんがお互いに一口五千圓程度の出資をいたしまして、このたばこ信用協同組合を作る。大体県単位に一千萬圓程度のものを作ろう、これがまあ概括の実情であります。私はこれ自体に対しては、大して問題にする点はないと思つておりますが、この動きの中で私が知り得たものは、専売公社首脳部がこの具體的な指導に當られてゐるのではない

程度予算の補正もせないので、強引に目的達成のために努力しようとする場合には、やはり弱い層に無理が出てくるというところは事実であります。こういう段階を切り抜けるために、専売公社当局が単に弱い小売人が自発的に自分で金を出して金融の道をつくれるという今の動きも一つの方法かもしれないけれども、もう一つは、これだけ大きな専売益金を確保するというための仕事を皆さんおやりになつておられるわけでありまして、政府自体がこれらの小売人に対する金融の措置を積極的に講じてやるといふようなことが、私は必要じゃないだろうかと思うのであります。すべての人たちが何でも金融を政府におんぶするといふ考え方に必ずしも賛成するわけではありませんが、私も、専売事業のような場合には、私は特殊な関係があるのじゃないかと思うので、指定などについてもかなり厳格な規定もありまして、また専売益金確保の面でも、ある意味では権力的な強制というところも全くないとは言えないわけでありまして、こういうような団体に対しては政府みずから何かの金融措置といふものを講じてやるといふようなことを私はいつも要望しておるわけでありまして、この機会にそれについて専売公社当局、あるいは大蔵省の方に何かのお考えがあるかどうかお聞かせ願いたいと思つております。

○説明員(大月高君) たばこ小売人の方の金融の問題につきましては、ただいまもお話しがございましたけれども、政府として直接介入することは適当でないのではないかと考えております。小売人の方の中にも相当の資力があつて、みづから金融的にまかない得

る方もございます。それからやはり相当の金融の便を得なければ困るという方もあると思つていますが、その場合には、たばこの協同組合の相互扶助の精神その他によつて措置していただきたいと思つてございまして、一般の中小企業に対する金融の考え方と同じように考えていいのではないかと思つております。

○平林剛君 全般的に見れば、今のような答弁しか得られないと思つておりますけれども、私は適当な機会に、こういうことも一つ検討しなければならぬような時代が来ると思つております。専売益金確保のために、あとしばらく見てみないとわからないのでありますけれども、政府自体が専売益金を確保するために、どうしてもこれは必要だといふような日も来るかもしれないので、そういう点についての私の一つの要望として検討しておいていただきたいと思つております。

同時に、私は昨年度のたばこの小売店が専売公社から指定を取り消された事例を見てみますと、みんなこの金融措置がつかないから、専売公社から協力を要請されたのにこたえられなために、結局自分の生活の道を失つていくといふ事例が多いことを知っておるわけでありまして、昨年度の指定を取り消された数のはほとんどはこの例に属するものではないかと思つております。ですから、これは私に言わせると、自分で経済的な道をつくれるのでない人が、生活の道を失つていくといふ結果になつておると思つておりまして、一がいに今言われたようなことだつて逃げられるといふわけにはいかな

い問題があると思つております。そこで、もう一つそういう人の層から特に要望されていることは、たばこの小売人に対しては代金の延納を認めるといふような措置がでないかどうかといふ声があるわけでありまして、つまり配給するたびに、かなりたくさんたばこを引き受けるということができない。できれば、まず品物だけを受け取つておいて、代金の方は、一般の国民大衆に買つてもらつたあとで専売公社に納めると、こういうような延納制度がでないだろうかといふ要望もかなりあると思つております。これは、塩専売法によれば、塩の場合には代金の延納制度が認められておるわけでありまして、今日のような無理な販売政策を続ける段階においては、とくに必要なのはこの制度を生かすということが必要なのではないかと思つております。専売公社当局ではこれについてどういふことをお考えでありますか。

○説明員(石田吉男君) 御質問にお答えする前に、指定の取り消しをしたのは、こちらが無理を言つたのを聞かなかつたことによるのが多いといふようなお話でございまして、指定更新のときに小売人の資格をなくする、その標準といふことは、大体各地域別に一か月間の標準の取扱高といふのがございまして、まあ周囲の状況が變つたり、あるいはその小売人の資力が非常に弱つたりして、ふつうの標準取扱高に達しなかつたような状態が長く続いたりしたものの指定の更新を認めないといふやり方をしているものであります。決して、たとえば年末でありますとか、年度末でありますとか、多少

荷の重くなつたときに、その荷をしょわなかつたといふような理由で、指定の継続を拒否したものはないはずでございまして、多少その辺誤解をしておられるのではないかと思いますので、一言申し上げておきたいと思つております。それから代金の延納の問題でございまして、これは、理想といつたしましては、通常の小売人が自分の資力で金融がつけ得る状態で、常に販売を續けていくといふのが理想でございまして、たとへば、年末のようなときには、多少とだえてしまひます。その間、多少買い置きがないと、一月早々消費者に売ればこが滅ると困るというので、年末には、どうしてもある程度小売屋さんの予定しているものよりも、よけい持つてもらうといふ状態でございまして、そのほかに、販売に協力を求めるといふふうな意味から、いろいろ小売屋さんの協力を求めているのでございまして、その持たせるのも、たゞいま申し上げましたように非常に長い間たまつてしまふといふふうな、そういう持たせ方をしたのでは、たばこも古くなつてしまひますし、持つておられますたばこをまた引きかえてやらなければならぬといふことで、公社としても、その得なことはございせんので、できるだけごく短期間でそういう状態が解消してしまふといふふうなやり方をねらつていたしておるのでございまして、現在のような状態においては、代金の延納を認めなければならぬといふふうな、そういう状態になつていないと思つております。代金の延納をいたしまして、そのとき一時のこと

でございまして、結局年間通じてみますと、そのために売り上げが非常にふえるということにはならないのでございまして、これは、またいろいろ悪く使われる道もございまして、この延納の制度といふものを取り上げて参りますと、たばこ屋といふものは自分の資金を一文も持たなくても商売ができて、非常に妙なことになつて参ります。特別な事態があれば別でございまして、通常の状態でございまして、いろいろな間違いを起したり、あるいは今申し上げた自分の金を使わなくても商売ができるといふふうな事態はいふものとは思ひませんので、ときどき小売人の組合の方から要望がございまして、検討はいたしておるのでございまして、検討はいたして、それを許可する考えは持つておらないのでございまして。

○平林剛君 この延納制度についてはなお検討する余地があると思つております。いづれ私の方も今後検討して、また適当な機会に公社にお願いをするところがあると思つております。

もう一つ、今度は別な面について公社のお考えを開きたいと思つております。十月の半ばごろ、この委員会ではたばこの販売状況の説明をお聞きしたわけでありまして、それによりますと、たばこの売り上げ代金の総額は、予算に比べて百三十億円の減、専売納付金として六十億円の減、地方消費税を合わせると十億円の赤字に達するといふことを大體承知したのであります。この結果、国家の歳入面の赤字はもろろん、各方面にいろいろの影響を与えておりますことは、先ほど私が指摘したたばこ小売人の金融問題の中にも現われて

おります。専売公社の職員の労働強化という点でも、かなり労働組合やなんかで議論がありまして、公社当局と折衝しておることは御承知の通りであります。また、一般の町の中へ入つて参りますと、「新生」とか「ベール」とかいうものは、一般の消費者が希望していても、店頭になかったりするようなことで、一般国民に対しては公社の販売政策ではないかと思つておりますが、自分のほしいものが買えないというふうなこともよく聞くのであります。こういうふうな影響が方々に現われておるわけで、私も、このためにはどうしても国家予算に何十億というふうな赤字が出てくる事態は、財政上は健全な形でありまして、昭和三十年度においても予算の補正策をすべきだということを要求しておいたわけでありまして、また、たばこの価格につきましても、全般的に検討する必要があるのではないかと、少くとも、「ベール」の「光」の売れ行きが悪いというの、先般「ベール」が四十円のを四十五円に引き上げたというふうなことで、全般的の物価と比べて、あるいは心理的影響を受けて「ベール」買ひ控えという結果にもなつておるわけでありまして、この意味からいけば、「ベール」のごときは、四十、四十に引き下げる、あるいは先般専売公社が発売した「ベール」のごときは、これは「新生」の層をだんだんに「ベール」の方に持つてくるといふ考へで発売されたというならば、これは価格の面においても、「新生」に近づけて、少くとも十本二十五円、二十本の五十円程度にすべきだということを私は主張しておるわけでありまして、ま

た、企業の運営につきましても、専売事業審議会というものがございまして、これにできるだけ清新な人材を送りまして、この運用を活発にして、創意工夫をこらしめて、できるだけ二年続赤字がないように多くの人の意見を生かしていくような仕組にしたいといふことを要望しておいたわけでありまして、

私はこの対策に関連して、きょうは専売公社からお伺いしたいと思つておりますが、新しい「ベール」が発売されてから、これが一体どういう状況になつてゐるか、たとえば「新生」の層が「ベール」の方に移つてゐたのかどうか、現在の状況につきまして、その結果を現在知り得た状況でようございまして、お知らせを願ひたいと思つております。

○説明員(石田吉男君) 「ベール」を売り出したのは、一般の消費者には十月の一日からでありまして、小売屋さんの方へは九月の下旬から売つておりますので、私の方の統計では九月末から「ベール」の販売が出ております。それで九月の末に売りましたのが三億五千九百万本、それから十月に一月中に売りましたのが三億五千七百一百万本、大体こういうふうな状況であります。そこで「ベール」を売り出したのは、軽い「たばこ」がほしいといふことで、長い間研究いたしました結果、原料の面でいろいろ制約があつたのでありますが、本年度の途中からギリシャ、トルコの葉タバコが買えるようになりまして、軽い味のものができ原料が整えられるようになったので発売したのであります。が、ねらいはただいまお話しのように、ある程度「新生」もこちらへ移つてくるということをやねらつていたのであります。けれども、それよりも今年は「光」の売れ行きがだんだん落ちて参りまして、「光」から「新生」に回つてゐる、この「光」の落ちるのを食い止めたといふふうな考えの方を強く持つてゐたわけでありまして、その結果売り出した当時の状況におきましては、大体「ベール」から一割くらい「ベール」に落ち、それから「光」から三割くらい「ベール」に落ち、「新生」の約一割くらいが「ベール」に上るといふやうなことで、ほぼ私どものねらつてゐたところが達成されたのではないかと考へております。一番それのよく現われておりますのは、私どもでいつも使つております十本あたりの平均単価といふもので、大体安い「たばこ」高い「たばこ」の売れ行きの状況がどうだろ

うか、この十本あたりの平均単価がたとえ六月が十九円四十二銭、七月が十九円五十四銭、八月が十九円三十四銭、九月が十九円五十四銭、十月が十九円五十四銭、十一月が十九円五十四銭、十二月が十九円五十四銭、と、平均単価が落ちておる、ところが「ベール」を売り出して、計算は十一月の中旬までしかまだないのであります。が、十九円五十四銭といふふうに十一月の途中までで平均単価が上つてきておる、つまり「ベール」を売り出した効果はかなりあつたといふふうに見られるのではないと思ひます。過去におきましても新しい製品を売り出した実績を見ますと、「光」が非常に評判がよかったのであります

が、これは昭和七年の十一月に発売しておりました。発売当初の十二月中の本数を見ても、一億七千五百万本、「光」を昭和十一年の十一月に売り出してありますが、十二月、売り出し早々、かなりの人気があつた、発売當時はもの珍しさも手伝つて相当売れたものでございまして、このときの「光」の売れ行きが一億二千五百万本、こういうことでございまして、今度「ベール」を売り出して、十月、今度だけで五億本売り出しているといふことは、決して失敗であつたといふやうな御批評をいただかないで、すむのではないかと考へております。

○平林剛君 私は細かいことまでは別にしても、大体の感じ、あるいは地方で一般の国民から知り得た声から判断をいたしますと、むしろ「ベール」を発売したことによつて「新生」の層がこちらに移るのはほんのわずかである。今一割といふお話がありまして、たけれども、少くとも五割程度は移つたかもしれないけれども、そう一割といふほど移らないで、むしろ「ベール」や「光」の方の売れ行きが減る、そちらの方がむしろ「ベール」へ移つていくといふような傾向のように印象を受けるのであります。これは皆さんは数字を扱つておられますけれども、私は地方をぐるぐる回つて歩いて直接国民の声に接しての印象でありますけれども、何か「ベール」や「光」は「ベール」に食われるといふやうな感じを持つておるわけですね。数字から見れば、まあ、そういうことが指摘できるんじゃないかと思ひます。そうだとすれば、私はここに一つの問題があると思ひます。先回の委員会でも申

上げておきましたけれども、「光」の売れ行き減を抑える、同時に「新生」の層を「ベール」に持つてくるんだとすれば、価格の点にこのやうな結果が現われたのは無理があつたのではなからうか。つまり三十円の値段であつたから「ベール」の売れ行きが落ち、あるいは「光」の売れ行きがぐんと落ちる、こういう結果になつたんでないだらうか。三十円であつたから「新生」の層が十本について十円の差がある「ベール」にまで飛びついていけなかつたのではなからうかといふ感じを持つのであります。この意味では私はあのときに大月監理官に申し上げました「ベール」の値段はむしろ三十円といふことよりも二十五円あるいは二十本五十円ぐらいにしたいと「新生」の層を取れるどころか、むしろ「光」の層を食われるのではないかと、いふやうなしつうと、数字の上ではしつうとありますが、数字の上ではしつうとの方が當つたやうに出ておると思ひます。この点からいいますと、どうしてもこの「新生」の層を「ベール」に引き寄せるとすれば「ベール」の値段そのものに検討を加えなければならぬといふやうに感ずるのであります。ところが最近専売公社当局が考へてゐるのか、あるいは大蔵省の方が要求してゐるのか、これはわかりませんが、もし「新生」の価格を引き上げよう、そして専売益金をふやそうといふやうな動きがあるといふやうに聞いたのでありますけれども、これは事実でありましようか、もし事実であるとすれば私はこれは少し専売公社当局もしつかりがなばつて、税収を得るために「新生」を上げたらずがそれができる

というようなことは私しろうとから見ても早計ではないだろうか。これは「ピース」の値段を四十五円に引き上げた際にも、そういう結果が現われていたのでありますから、この点は十分お考えを願わなければならぬ点だと思つておるのであります。この点につきまして一つ公社当局の方の御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(石田吉男君)「新生」の値段を引き上げる考へがあるかという御質問でございますが、私の方では現在そういう考へは持っておりません。

○平林剛君 現在ということとは、来年度の予算を組む場合におきまして、「新生」の値上げの考へはないとお聞きしていいわけですね。

○説明員(石田吉男君) 来年度の予算につきましてはいろいろ大蔵省とも御相談してはありますが、現在のところ私のところではそういう案は持っておりません。

○平林剛君 専売公社当局がないということは、専門家だから当然の良識として現在「新生」の値上げは必ずしも益金に増にならぬというところを知っているからだと思うのであります。大蔵当局の方にこういう考へがありますか。

○説明員(大月高君) 大蔵省といたしましては月下のところ「新生」の値上げは考へておりません。

○平林剛君 それでわかりました。ぜひそういうようなことは、これは國民の最大関心事でありますから、起さないうちに願ひたいと思うのであります。同時に、私はあの方の答弁に満足する点をお聞きできなかったのでありますから、「ピース」の値下げ、ある

いは「パール」の価格の引き下げにつきましては、どういふふうな現状でございますか。その点もう一つあわせてお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(大月高君) 「富士」を含めまして、上級品の売れ行きが減つておることは事実でございます。昭和二十八年から二十九年に減つておることは、昭和二十九年から現在に減つておるスピードは相当ゆるいではありますけれども、しかし、その減つておるという現象は現在でもなお続いておりますのであります。この上級品、現在の「ピース」と下級品でございます。

「新生」あるいは「パット」、こういうものの値段の落着きというものを試みに調べてみますと、昭和九年の下級品でございます「ゴールデン・パット」、これをかりに一〇〇という指数で表わして見ますと、当時の中級品の平均が一四二という数字になつておる。

それから上級品が大抵一七一から二二四というところまでございまして、二倍というところの前後でございまして、それに對しまして、現在昭和三十一年の比率をとってみますと、この「パット」を一〇〇としたとき、中級品が二〇〇、上級品が三〇〇ないし四〇〇というところで、上下の格差が戦前に比べて約二倍近くと、こういうことになつておるのであります。それからこの比較の基礎をいたしまして、「ゴールデン・パット」をとつたわけ

でございますが、当時は「パット」以下の下級品がまだあつたわけでございます。そういう点から申しますと、まず上級品と下級品の格差の面から

いって、あるいは上級品の価格がいずれかといふ高過ぎるのではあるまいかという観点から一つ出るわけでございます。それからまた当然に、今の上級品の価格を上げるといふことになりましますと、國民負担の点からみても適當ではないし、また売れ行きが悪いのをさらに上げることによつて増収を期待する、こういうこともできないわけでございます。むしろ、むしろ、全体として販売量及び収入をふやすという観点からすれば、上級品の価格は下げたらい

いんじやなかるうかという観点はもつております。しかし、具体的にいつからどのくらいということは、まだ検討中でございます。はつきり申し上げる段階には至っておりません。ただ全体として検討いたしましたところ考へ方はそういう方面で考へておることをお答え申し上げます。

○平林剛君 大体、私がお尋ねしたかった点につきましては十分なお答えをいただきましたので、これで質問を打ち切りたいと思ひますが、かりに高

級品の「ピース」などの価格が引き下げられるというところになりました場合には、私は同時に考慮してもらいたい点があるわけでありまして、それは

おそろく、ことし、来年度の専売公社は大へん御苦労なされると思ひのであります。いろいろの面において、専売益金を確保すること、定員が足りない、その他の予算も節約々々で押えられてい

るというところで御苦労なされると思ひのであります。同時にたばこの小売人

もかなりこれに協力体制をしくために苦勞されて、本日指摘したような点が各所に現れてきておるわけでありまして、そういう点からみまして、もし高

級たばこの価格を引き上げる場合には、私は現在はやはり専売益金を確保するために、「ピース」のようなものは四十円にしてうんとたくさん買ってもらつて、この際、國民も気分を直して吸つてみようかということで、売れ行

きをよくすることが一つの道だと思つておるわけでありまして、そのときに小売手数料の点についても、一つ検討

を願ひたいと思ひます。これは今までの各たばこの品種別を願ひたいと思ひます。これは今までの各たばこの品種別を願ひたいと思ひます。

○理事(山本米治君) 次に藤野委員から資料要求問題について發言を求められております。

○藤野義雄君 食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案の資料として、昭和三十一年米穀年度の食糧の需給計画、それから米の第一次の予約集荷予定数量と、今まで実際に集荷したところの数量、第二次同じく、それから今後の第一次、第二次に漏れたところのものの集荷予定計画、次には米の等級別の集荷数量、次に早期供出の奨励金の期別、都道府県別の集荷数量と、それに對して交付したところの金額、これは出荷数量別の農家の戸数調べ、これは最近五カ年間、以上。

○天田勝正君 ちよつと関連して。今藤野委員のおっしゃつた資料のうち、米の等級別の集荷数量であります。これはこの数年間前からの、これはもう決算がついておるはずでありますから、それを合せて一つ御提出願ひます。

○理事(山本米治君) 政府委員の方おわかりになりましたか、今の資料要求の項目が……。

○説明員(大月高君) 現在進捗の政府委員が出ておられますが、御要求は伝へることにいたします。

○理事(山本米治君) 次に、教職員

○成瀬福治君 二十九年の、いつ改正になつたかちよつとわかりませんが、実はその前の所得税法の、第八條の六項の八号に基きまして、各都道府県におきまして、地方公務員関係において、県条例にて共済組合制度というものをやっておつたわけですが、實際それが改正されて、こつち共済制度

のものが、所得税法から落ちた、こういうことになつたわけですが、これは私はちよつと今そこでお聞きしたわけですが、何もこういふ県条例に定めて地方公務員関係が相互援助の格好でやつておるものが、非常に悪いものであるからこれをねらつて法律改正をしたわけではなくて、市町村に共済組合法というものが特別になつたんだから、それとからんで立法した場合に、ついでに落ちていた、こういうふう

に聞いているわけでございますが、實際を申し上げますと、県条例を定めまして、たとへば教員関係で申しますと、

本人は一〇〇%でございますが、家族は五〇%、薄給であるからそれでは大へんだからというので、これを一〇%くらいいつつ何とかならぬものだろうかというふうなことで互助会というふうなもの、これは仮の名でございますが、そういうふうなものでやっています。あるいは結婚資金をお互いの掛金を出し合つて、その中から結婚した者に幾らか出すというふうなことをやつてあつたものが、この法律改正によりまして実はず年末調整でやられるということになつたわけでございますが、今申しましたようにねらいは——私は第一課長にお尋ねしたいのは、ねらいはそういうふうなことをねらつて法律改正をしたか、せなかつたか、こういう点をまず第一にお伺いしたいと思ひます。

○説明員(白石正雄君) 社会保険料控除といつたしまして、従来条例の規定によつて設けられました掛金も含まれておつたというのが、法律改正によりまして、一般的には条例の規定によつて設けられておきますような掛金は除かれた、この点の御質問でございますが、御承知のように所得税法におきまして社会保険料控除を設けておりますのは、社会保険の制度といたしまして法律が最低限の制度を設けておりまして、かようなものにつきましては、その掛金を社会保険料として税の対象からはずす、こういう趣旨であつて設けられていたわけでございます。従ひまして社会保険的な制度といたしましては、これは必ずしも法律の根拠なしに各団体がみづから進んで設けていくというふうなものも多々あるわけでございますが、しかしそういう

ものを全般的に社会保険料控除といたしまして所得税法の対象からはずすことは、これはいろいろ負担の均衡その他の問題から適当でないと考えられますので、法律上の制度といたしまして最低限の社会保険制度として設けられていくもののみにつきまして社会保険料控除の対象とするということが適當である、かように考えているわけでございます。ところが従来市町村につきましては、条例によつてこのような制度を設けてあつたわけでございまして、国家公務員につきましては国家公務員共済組合法があり、府県につきましては健康保険法があり、それぞれ社会保険制度が法律の根拠に基いて行われていたわけでございますが、市町村につきましては、事実上条例によつて国家公務員共済組合法またはその適用を受けている府県団体の実施しているものと同一ような内容のものを条例をもつてやつておつたわけでございまして、従ひましてこれは実体が国家公務員共済組合法とほとんど同じものでありまして、また条例の根拠を持つていくという意味におきまして、こういうものも社会保険料控除の対象とする意味で条例の規定によるものも含めるといふ規定になつておつたわけでありまして、そのために条例においてこのような社会保険制度的なものが設けられておりますものは、一括して控除の対象になつておりましたので、府県の職員につきましては国家公務員共済組合法の適用を受けるようなものもあり、さらにその上に条例によつて互

て、これもまた社会保険料として控除して所得税の対象からはずれている、かような状態になつておつたわけでございます。ところが昨年の改正でございまして、市町村職員共済組合法といふのがございまして、市町村につきましては法律の根拠に基いて社会保険的な制度を設けることができるようになりまして、結果、市町村について今まで考慮しておりましたような条例の問題が法律にいわば置きかわつたわけでございまして、従ひましてこの機会に法律といたしまして、所得税法といたしましては、もはや条例を社会保険料の控除の対象にする必要がなくなつたわけでございまして、従ひまして一般民間会社等との確立の問題もありまして、社会保険料の控除の対象といたしますものは、条例はこれからはすす、従ひまして法律の根拠に基くものみに限る、かような改正をいたしましたわけでございます。その結果、今まで府県の条例で設けられておりました互助会につきまして、今までは社会保険料控除の対象になつておつたが、今度はそれが対象にならなくなつて、それだけ負担が重くなつたと、こういう問題が起つてきたわけでございまして、これは府県の職員といたしましては国家公務員並みの、いわば国家公務員共済組合法に基くところの控除は受けておるわけでございまして、その上に今までは互助会的に受けておつた、いわば他よりも優遇されておつたものだけが、所得税の対象からはずされて、国家公務員共済組合法の程度にまでなつた、かような問題でございまして、この点はまあ従来経過からいたしますと(減税の精神に反する)と

呼ぶ者あり)少し負担がふえたという問題もございましたけれども、全般的な負担の均衡という点から、御辛抱願いたしたいものと、かように考えております。

○成瀬清治君 私は白石さん、あまり知らない仲ではないし、お困りであらうと思ひます、實際問題として、しかし実際職員関係も非常に困るわけなんです。實際は条例があつて、そうして条例に基いてやつてきたのです。そういうものは法律改正をされたということとはみんな知らんでおると思うのです。ところが年末調整が来てこうだ、こういうわけなんです。そこで先ほど減税の精神に反するじゃないかとおっしゃるが、私は社会保険制度全体に後退をさせるようなことをおえてあなたの方へ企図されたわけじゃないと思う。私はこれは手落ちでこういうことになつたのだ、こういうふうな解釈したいわけなんです。おそらくこれを審議しておる大蔵委員の皆さんもそうだったと思うのです。そこでできてしまったのだからやむを得ないわけなんです。こうしたら今後どうするかというところが、これから仕事だと思ひます。そこで年末調整には私は間に合わないと思ひわけなんです、そうだとするならばこれを今後どうやうたらいいかというところについて、私はやはり大蔵当局として十分一検討したいと思ひたいし、私の方へ検討したいと思ひます。ですから私はここでどうしようかという結論を一番に出したいと思ひます、いせんが、一応前にいい制度があつた、ところがそれを後退させるような改正になつた。それをもう一度補充するといふわけじゃなくて、現状維持の

姿にとどめるというふうなことにつきまして、いま一つ努力してもらいたい、十分検討するといふようなことが行われぬものである、検討していただくならば非常にけっこうだ、こう思ひわけですが、どんなものでしょうか。

○説明員(白石正雄君) 税の建前からいへば、社会保険制度の拡充に協力しなければならぬといふことは重々承知しておるわけでございまして、私も決して社会保険制度を後退せしめるような意図のもとに税法改正を行つたといふわけではなく、今までもなかつたわけでございまして、今後ともさうなことは毛頭考えておりません。ただ所得税法におきましては負担の公平という見地からやはり各階層の負担の状況を考慮して決定したもので、さういふ見地からまた今後検討したいと思ひております。

○成瀬清治君 白石さん、あなた負担の公平々々とおっしゃるが、それは基準の取り方によつて幾らでも見解がある。しかし私はここでどうしようかといふことは言わないわけですから、一つ希望として十分検討していただく、これで今日はやめます。

○理事(山本米治君) 本日はこれをもって散会いたします。次回は来週火曜日、午前十時に開会いたします。

午後二時三十一分散会

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律三十七号）の一部を次のように改正する。

第四号ノ二中「二千六百億円」を「三千五百億円」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

十二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農民課税の適正化に関する請願（第五号）

一、在外財産の処理の促進に関する請願（第六号）

一、都道府県信用保証協会に融資の請願（第九号）

一、岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願（第二〇号）

一、百円硬貨製造計画反対に関する請願（第二二号）（第二四号）

一、干ばつ等の被害農家に對する救済措置の請願（第三六号）

一、前米國在住同胞所有の外貨債有効化に関する請願（第九三号）

第五号 昭和三十年十一月二十二日受理

農民課税の適正化に関する請願

請願者 山形県議會議長 加藤 實之助

紹介議員 内井 勇君

農業生産の拡大は農家経済の安定にまたなければならぬ。しかるに現在の農家経済とその生産資本はいたつてぜいじやくであるのに、税務当局はこの

よるな農村の実態を無視した一方的見地から課税方法を決め、困窮した農家経済をさらに窮乏に追い込んでゐる実情であるから、税務当局は進んで農村の実態をばあくするよう農家団体と緊密な連絡をとるとともに、（一）農業所得標準率の作成並びに公表に當つては事前に農家団体代表者の意見を聞いた後に、（二）積雪寒冷地帯農民には寒冷除の措置を講ずること、（三）稲作所得算定における課税標準を反当り取量し、石当り換算制を廢止すること等、農民課税の適正化を図られたいとの請願。

第六号 昭和三十年十一月二十二日受理

在外財産の処理促進に関する請願

請願者 岡山県議會議長 渡辺 鉄太郎

紹介議員 石原幹市郎君

國の内外において國民の受けた戦争による損失については、一部はすでにそれぞれの方法によつて補償せられ、また救済の措置を講ぜられつつあるが、引揚者の在外財産については、いまだに何等の方法も講ぜられていないことは遺憾であるから、これら在外財産の処理に關して、（一）在外財産問題審議会委員に引揚者団体代表を加えること、（二）補償内払として（イ）在外年數三年以下の世帯に對し一律に金五万円を交付すること、（ロ）三年以上のものに對しては、十年まで一年につき一

万円、二十年以上は一年につき一万二千円、三十年以上は一年につき二万円の基準により加算すること等の暫定措置を講ずること、（三）右の金額の交付は

半額を現金、半額を利付公債をもつてすること等すみやかなる実現を図られたいとの請願。

第一九号 昭和三十年十一月二十二日受理

都道府県信用保証協会に融資の請願

請願者 岡山県議會議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君

都道府県信用保証協会は、中小企業金融のため絶対必要のものであり、その利用度も中小企業者の金融難につれてますます高くなつて同協会の必要とする資金需要は巨額に達している現状であるが、同協会の基金は全面的に都道府県及び市町村等による出金で維持されてゐる關係上、最近著しく窮乏となり、その使命遂行に困難をきたしてゐるから、都道府県信用保証協会に對し相當額の國家資金を投入し、その十分なる活動を進めて経営難にあへる多數中小企業者に對し積極的育成の方途を講ぜられたいとの請願。

第二〇号 昭和三十年十一月二十二日受理

岡山県津山市に国民金融公庫設置の請願

請願者 岡山県議會議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君

國民金融公庫は、岡山県においては南部の中心地である岡山市に一箇所しか設置してなく、県北部企業者はすべて遠く岡山市まで出かねければならぬため、その不利不便はこの上ない現状であるから、県北部地区企業の実態とその他の特性にかんがみ、県北部の中心地である津山市に國民金融公庫支所を設置せられたいとの請願。

第二二号 昭和三十年十一月二十二日受理

百円硬貨製造計画反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市南端端愛媛県經濟農業協同組合連合會會長 青井政美

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三六号 昭和三十年十一月二十二日受理

干ばつ等の被害農家に對する減税措置の請願

請願者 長野縣議會議長 黒岩 市兵衛

紹介議員 棚橋 小虎君

今年の異状気象は、去る五月凍霜害ならびにひょう、雪を発生し、各農産物に相當の被害をもたらし、山間地帯の農家経済に重大なる悪影響を与えさらに六月以来降雨量が不足し農産物に干害を生じ、その被害は約十五億に達したので、長野県においては、急急対策を早急に講ずるとともに再生産休勢を整えるため鋭意努力中であるが、國においてもこれら被害農家に對する所得税の減免措置を講ぜられたいとの請願。

第九三号 昭和三十年十一月二十五日受理

前米國在住同胞所有の外貨債有効化に関する請願

請願者 広島県比治郡西城町 加藤利作 外二十九名

紹介議員 矢嶋 三義君

請願者は、昭和の初め頃から東京電燈株式會社及び東洋拓殖その他日本政府保証の米貨債を、ハワイ及びアメリカ本土に支店を有していた日本の銀行から勧められ購入して歸國した者であるが、歸國後これを正金又は住友銀行に保護預りとして置いたところ、昭和十八年の七、八月頃當時の戦時立法により強制的に四貨債借り換えをせられ、その後十數年もそのままにす置かれてゐるため、大方の者は老齡の未亡人で日本では職もなく、戦後のインフレで明日の生活にも困るばかりであるから、すみやかにこれが有効化の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十年十二月十日印刷

昭和三十年十二月十二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局